平成２３年（フ）第７０７号
千葉県柏市中新宿１丁目８番43号　北小金タウンハウス101号
債務者　小林　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７３８号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目53番４棟103号
債務者　山田　雄仁
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７８１号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1582番地の11　鰭ケ崎コーポ105
債務者　山田　伸吾
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８８０号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目52番地の16
債務者　川島　恵美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８８７号
千葉県松戸市小根本91番地の１　クィーンシティ松戸302号
債務者　菅谷　優子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６４８号
熊本市良町５丁目３番20号
債務者　西岡佐知子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２９８１号
横浜市南区別所４丁目13番46号　サンバレー上大岡Ⅵ101
債務者　木村　絵里
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９９４号
横浜市港北区鳥山町236番地　第三駒鳥荘１号
債務者　吉武　幸子（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０１３号
横浜市旭区川島町2061番地２　サニーサイドテラス205
債務者　佐藤　　弘
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０１５号
横浜市磯子区磯子８丁目12番11号
債務者　道訳エスター
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１１３号
神奈川県藤沢市石川646番地の14
債務者　若松　有香
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１６号
静岡県浜松市中区葵西６丁目９番23号
債務者　武永　雅世
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６２３号
静岡県浜松市北区細江町中川899番地の５　ラ・フォーレ桜ヶ丘105
債務者　市村　祐司
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６３８号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪4254番地の３
債務者　倉又　わか
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６４１号
静岡県浜松市中区神田町1420番地の１　県営神田団地１―201
債務者　三塚　秀一
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
長崎県佐世保市小佐世保町26番７号
債務者　中野　聖子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
長崎県佐世保市小佐々町黒石525番地１　アートインサンヴェールⅠ　103号、前住所長崎県佐世保市牧の地町10番地５　アートインフラワーハウス105
債務者　赤木　留美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係